

【篠崎第四小学校いじめ防止基本方針】

令和 7 年 4 月 1 日

江戸川区立篠崎第四小学校

校 長 鈴木 宏美

本方針は、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条の規定に基づき、また、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 11 月文部科学省）と「豊かな心をはぐくむために」（平成 26 年 3 月江戸川区教育委員会）を参考に、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（法第 2 条 1 項）をいう。なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童（以下、被害児童）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、また、いじめは、被害児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを主とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

（2）基本姿勢

- ①児童の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見に努め、認知した場合は、早期解消に向けて迅速に対応する。
- ③保護者及び地域住民のいじめ問題に関する意識を高め、社会全体でいじめ問題に取り組む環境を整える。⇒ 関係機関との連携強化
- ④教職員の「いじめの防止等」に関する研修の充実と徹底を図る。

II 学校の取り組み

1 いじめの対応

（1）篠崎第四小学校「いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止等に関する対応を効果的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

①会議は次の者で構成する。

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、特別支援教育コーディネーター、当該担任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者。

②上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

③校長は会議を招集し、会議を代表する。

④重大事態が起きた場合、区教育委員会と連携し、解決に向け速やかに対応する。

⑤いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会とし招集する。

(2) 生活指導研修会・連絡会

- ①年度初めに、児童理解のための生活指導研修会を開く。
- ②毎週1回、生活指導夕会の中で、各学級担任より情報提供を行い、全教員で児童の実態について共通理解を図る。
- ③毎月の生活指導部会、特別支援委員会においても情報の共有化を図り、早期発見、指導解決に役立てる。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、人権教育、道徳教育、体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

①授業や学級活動、特別活動

授業や学級活動、特別活動の中で、児童の自己指導能力を高め、社会性を育む。また、児童が協力して行う活動を計画的に取り入れることによって、いじめの起こりにくい学級としての環境を整える。

②委員会活動、クラブ活動、学校行事、体験活動等

心身ともに健全な児童を育成するため、学校行事やその準備等の中で、全ての児童が活躍できる場面や役割を設定し、児童が他の児童から認められる体験を重ねることによって、自己有用感を高める。また、体験活動やボランティア活動等を通じて、自分を律する力と正しく判断する力を身に付けることによって、児童の規範意識を高める。

③教育相談や面談、面接

日頃から児童と接する機会を多くもつことで、児童が教職員へ相談しやすい関係を構築し、個別面談の際にも、いじめの被害を受けていないかどうか等を確認する。さらに、スクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制を整える。

④教育活動全体を通して

「いじめはどの児童にも起こりうる」という視点で、全ての教育活動を通して児童の観察等を行う。その中で、児童の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努める。特に、以下のようなささいな兆候であっても、いじめが疑われる場合には当該児童へ個別の声かけや面談等、早急に関わりをもち、的確に状況の把握をする。

- 遅刻や早退が多い。また、休みがちである。
- 朝の会等で、いつもより元気がない。
- 授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の児童とあまり話さない。
- 休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。
- 親しかった友達との付き合いがなくなり、一人でいることが多い。

⑤インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは、発見が難しいため、児童から情報を収集し、その状況の把握に努める。また、児童がインターネットの使用について自ら判断し、適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(2) 早期発見

教職員は、「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうる」という共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないように努力する。特に、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑われる場合は、早い段階から児童へ個別に声かけや面談等の関わりをもち、的確に状況の把握をするよう努める。

①アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を、年3回の「ふれあい月間（6・11・2月）」を中心に定期的に行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめもアンケートに記入させる。

②保護者との連携

学校での児童の様子や学校での取り組みを、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にする。そのことによって、家庭で児童の異変に気付いた場合、保護者相談日を利用し、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりにつながるよう努める。

③相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室やスクールカウンセラー等の活用とともに、電話やメールによる相談窓口など複数の相談窓口があることを、児童や保護者へ周知する。

(3) 早期解消に向けた取り組み

いじめの連絡や相談を受けた場合には、速やかに被害児童の安全を確保するとともに、「いじめ対策委員会」の臨時会を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

①被害児童の保護

いじめの行為を確認した場合には、被害児童を守り通すことを第一とする。また、被害児童の保護者へ速やかに連絡を取り、状況説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

②実態の把握

被害児童、加害児童及び関係児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケートや個人面談等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでの解決が困難な場合は、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を区教育委員会に報告する。

③加害児童への対応

加害児童に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する。また、加害児童の保護者へ速やかに連絡を取り、状況説明を行うとともに、被害児童やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。なお、いじめを繰り返さないよう、組織的かつ継続的に観察や指導を行う。

④インターネットを通じて行われるいじめの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、個人での削除ができない場合には、プロバイダ等に削除を求める等の措置を速やかに講じる。

3 重大事態における関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

(1) 保護者

学校は、児童の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と連絡を取り合う。いじめが起きた場合、学校は被害児童と加害児童、それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

学校は、校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年委員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合は、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所等の福祉機関、医療機関等に相談する。なお、被害児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には直ちに警察に通報する。

(4) 学校以外の団体等

学習塾や社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、当該団体の責任者と学校が連携して対応する。

(5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ場合には、学校間で連携していじめの問題に対応する。

4 教職員の研修

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの未然防止等を図るため、学校内における教職員研修の充実を図る。

(1) いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた研修

実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) いじめの具体的な対応に向けた研修

事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。特に、いじめに対しては「教職員が一人で抱え込まず、組織で対応する」という共通理解を図る。併せて、同様のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じたいじめ対応に向けた研修

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。

5 重大事態への対処

児童が、いじめにより生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次のように対処する。

(1) 発生報告

重大事態が発生した旨、教育委員会に報告する。

(2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) 被害児童の保護

被害児童の生命、又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

(4) 加害児童への対応

加害児童に対して、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに継続的に見守り、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

(5) 調査結果報告

調査結果について区教育委員会に報告するとともに、被害児童と保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を、積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

(6) 再発防止

被害児童に対して、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送るための支援や学習に関しての適切な支援等を行う。

また、加害児童に対して、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

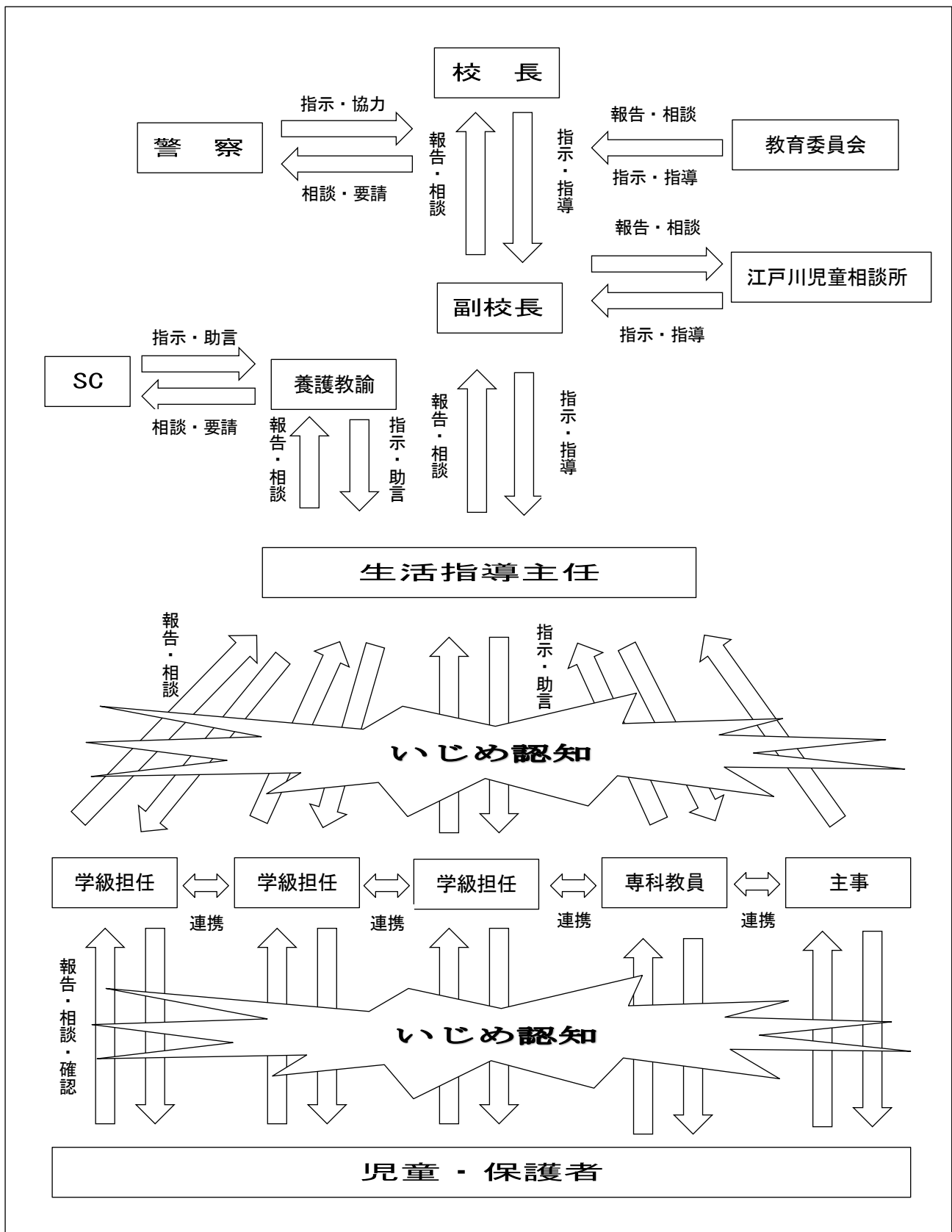
(7) 事態の発生防止

当該事態の事実に向き合い、適切に対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

6 いじめ発生時の対策等について

いじめを認識した際は、以下のとおり対策を講じる。

(1) いじめ発生時の校内体制



(2) いじめ発生時の対応

- ①学級担任及び専科教員が、いじめを認知した際は、速やかに生活指導主任へ報告を行う。また、いじめの事実があると思われる段階においても同様の措置を取る。
- ②生活指導主任は、いじめを認知した際、養護教諭及び管理職に報告を行い、指示を受ける。また、各教員へ適切な指示を与える。
- ③生活指導主任は、必要があれば、生活指導部会・いじめ防止委員会を開催し、いじめに関わる事項についての対応策を講じる。
- ④養護教諭は、生活指導主任からいじめ認知の報告を受けた際、スクールカウンセラーに報告を行い、児童及び保護者のケアを図るよう要請する。
- ⑤管理職は、いじめ認知の報告を受けた際、的確な指示及び指導を行うとともに、関係諸機関への報告・相談を速やかに行い、指示・指導を受ける。
- ⑥学級担任は、いじめ認知または、いじめの事実があると思われる段階において、該当児童及びその児童に関わる児童に対し面談等を行い、事実関係を掌握するとともに指導を行う。また、該当児童の保護者及びその児童に関わる児童の保護者に対して、事実関係を報告するとともに適切な対応を行う。
- ⑦管理職は、いじめに関わる事項について、解決を図るために、必要があれば児童及び保護者と面談を行い、適切な対応を行う。